

上越市行政不服審査会次第

日 時：平成 28 年 10 月 19 日(水)
午後 1 時 30 分～
場 所：上越市ガス水道局 4 階
402 会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 委員自己紹介
- 4 会長及び職務代理の選出
- 5 不服申立ての状況について
- 6 その他
- 7 閉 会

○上越市行政不服審査会委員

○委員任期：平成28年10月15日～平成31年10月14日

職	氏 名
大学教授	うめ の まさ のぶ 梅 野 正 信
弁護士	はら の せい こ 原 野 聖 子
税理士	よこ た こう いち 横 田 晃 一

上越市不服申立て制度等説明資料

平成28年10月19日

上越市総務管理部

総務管理課

上越市行政不服審査会の概要

1 設置目的

地方公共団体の執行機関の附属機関として、行政不服審査法の規定により、その権限に属せられた事項を処理するため

2 所掌事項

市長の諮問に応じ、審査請求に係る事件について調査審議すること。

3 組織及び委員の任期

(1) 次に掲げる者のうちから市長が委嘱する3人の委員をもって組織する。

ア 学識経験者

イ その他市長が必要と認める者

(2) 審査会の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 守秘義務

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 会議の運営

(1) 審査会の会議は、会長が議長となる。

(2) 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(3) 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。

(4) 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(5) 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

(6) 審査会の庶務は、総務管理課において処理する。

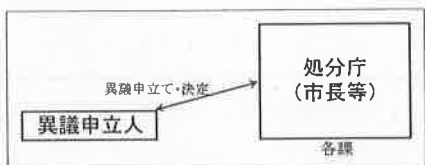
6 審議の内容

審理員が行った審理手続の適正性、法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性等について

行政不服審査法の改正を受けた不服申立て事務処理体制の変更

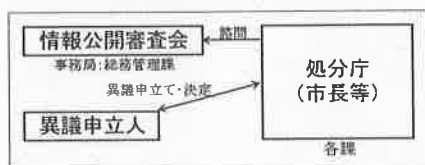
<改正前>

【異議申立て】



- 法改正により影響を受ける不服申立ては、主に「異議申立て」
- 異議申立ては、処分行に対してする不服申立てであり、処分の再考を促す役割がある。

(情報公開・自己情報開示請求の場合)



- 情報公開・自己情報開示請求に係る異議申立てがあった場合は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して決定を行わなければならない。
- 審査会に諮問することとされているのは、異議申立人自身が非公開情報を閲覧できないため、第三者機関が実際に非公開情報を見分して、公正中立の立場から処分の妥当性を判断する必要があるため

不服申立構造の抜本の見直し

公正性の向上



<改正後>

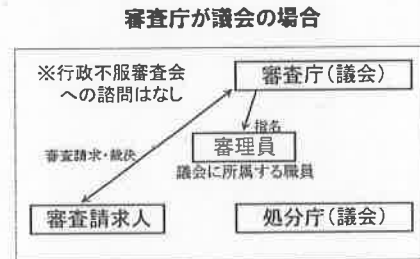
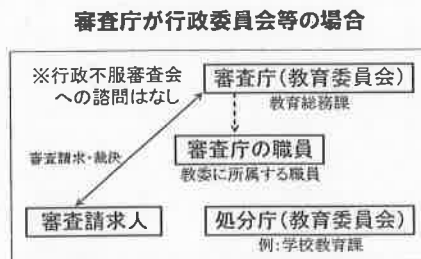
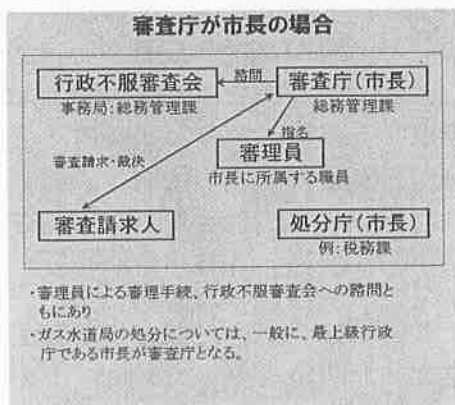
審理員・行政不服審査会の導入

手続保障の水準の向上に伴い、「異議申立て」から「審査請求」に変更

審理員…審査庁に所属する職員のうちから審査庁が指名する職員で、審査請求人及び処分行の主張を公平に審理する。

行政不服審査会…有識者からなる市長の附属機関(諮問機関)で、審査庁の裁決案をチェックする。

※ 審査庁によって事務処理体制が異なる。(下図)



過去10年（H17～H26）の不服申立て実績と新制度に置き換えた場合の事務処理体制

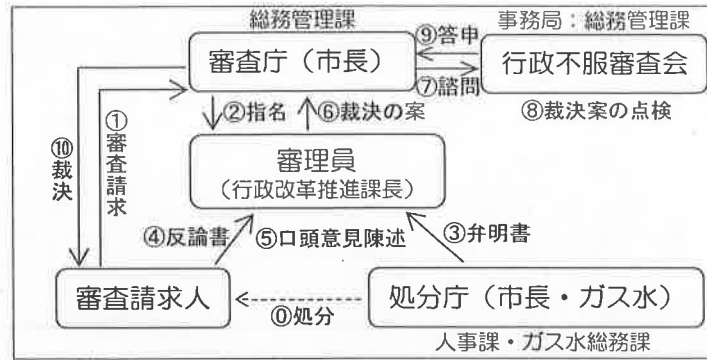
平成17年度～平成26年度の実績									新制度に置き換えた場合の想定							
原処分				不服申立て					不服申立て							
処分庁	処分担当課	処分の内容	処分の根拠法令	種類	審査庁	審査担当課	裁決等	件数	種類	審査庁	審査担当課	審理員	行政不服審査会	裁決等	件数	備考
市長	税務課	市・県民税関係	地方税法	異議申立て	市長	税務課	却下	1	審査請求	市長	総務管理課	—	—	却下	1	不適法のため審理手続を経ず却下
							棄却	1				○	○	棄却	1	
市長	税務課	固定資産課税関係	地方税法	異議申立て	市長	税務課	棄却	2	審査請求	市長	総務管理課	○	○	棄却	2	
市長	国保年金課	国民健康保険税関係	地方税法、上越市国民健康保険条例	異議申立て	市長	国保年金課	却下	1	審査請求	市長	総務管理課	—	—	却下	1	不適法のため審理手続を経ず却下
							棄却	3				○	○	棄却	3	
市長	生活排水対策課	下水道事業受益者負担金関係	都市計画法	異議申立て	市長	生活排水対策課	棄却	3	審査請求	市長	総務管理課	○	○	棄却	3	
ガス水道局	ガス水道局総務課	情報公開関係	上越市情報公開条例	異議申立て	ガス水道局	ガス水道局総務課	棄却	1	審査請求	市長	総務管理課	○	○	棄却	1	
市長	税務課	固定資産課税台帳への価格の登録	地方税法	審査の申出	固定資産評価審査委員会	収納課	却下	3	審査の申出	固定資産評価審査委員会	収納課	—	—	却下	3	行政不服審査法は原則適用されない
							棄却	3						棄却	3	
							一部認容	4						一部認容	4	
							取下げ	4						取下げ	4	
市長	高齢者支援課	要介護認定関係	介護保険法	審査請求	新潟県介護保険審査会	—	認容	2	審査請求	新潟県介護保険審査会	—	—	認容	2	審査庁は県の機関	
市長	国保年金課	後期高齢者医療保険料関係	高齢者の医療の確保に関する法律	審査請求	新潟県後期高齢者医療審査会	—	却下	6	審査請求	新潟県後期高齢者医療審査会	—	—	却下	6		
					合計			64						合計		10

審理員の指名・行政不服審査会への諮問を要する案件数は、単純計算で年間約1件

※ 利便性及び公正性の向上により、案件数が増加する可能性がある。

※ 審査請求人が行政不服審査会への諮問を希望しない場合は、諮問を要しない。

裁決に至る経緯



		審査請求人	処分庁	審査員	審査庁	審査会
⑩	H28. 4. 25	←	非開示決定処分			
①	H28. 6. 7	審査請求書提出			→ 適法性審査、受理	
②	H28. 6. 16			←	審査員の指名	
	H28. 6. 17	←	←		審査員を指名した旨の通知	
	H28. 6. 17			←	審理手続の併合	
	H28. 6. 17	←	←	←	併合した旨の通知	
③	H28. 6. 17		←	←	審査請求書の写し送付、弁明書依頼	
	H28. 6. 24		弁明書、証拠書類等提出	→		
④	H28. 6. 27	←		←	弁明書の写しの送付、反論書依頼、口頭意見陳述の希望照会	
	H28. 7. 12	反論書提出		→		
	H28. 7. 14		←	←	反論書の写しの送付	
⑤		口頭意見陳述（希望がないため実施せず）				
	H28. 7. 21		←	←	質問	
	H28. 7. 27		回答	→		
	H28. 7. 29	←	←	←	審理手続終結の通知、審査会諮問の希望照会	
⑥	H28. 8. 8			←	審査員意見書等提出	
⑦	H28. 8. 12				諮問	→
	H28. 8. 12	←	←	←	諮問した旨の通知、審査員意見書の写し送付	
⑧	H28. 8. 31					審議
⑨	H28. 9. 2	←			←	答申
⑩	H28. 9. 13	←	←		←	裁決書の送付

諮 問 書

上総第29219号

平成28年8月12日

上越市行政不服審査会

会長 岩野秀人様

上越市長 村山秀幸

(総務管理部総務管理課)

行政不服審査法第43条第1項の規定により、下記のとおり諮問します。

記

- 1 審査請求の年月日
平成28年6月7日
- 2 審査請求人の住所及び氏名
[REDACTED]
[REDACTED]
- 3 審査請求に係る処分
 - (1) 平成28年4月25日付け上人第14746号で市長がした保有個人情報非開示決定
 - (2) 平成28年4月25日付け上ガ水第1812号でガス水道事業管理者がした保有個人情報非開示決定
- 4 諮問の理由
審理員の意見のとおり裁決をすべきと考えるため
- 5 添付書類
 - (1) 審理員意見書の写し
 - (2) 事件記録の写し

答 申 書

答 申 第 1 号

平成28年9月2日

上越市長 村 山 秀 幸 様

上越市行政不服審査会

会長 岩 野 秀 人

平成28年8月12日付け上総第29219号の諮問に対し、下記のとおり答申します。

記

第1 審査会の結論

本件処分は取り消されるべきであり、裁決に併せて一部を開示する旨の決定をし、及び上越市ガス水道事業管理者に対し当該決定をすべき旨を命ずることが適当であるとする審査庁の意見は妥当であるが、開示すべき部分として、審理員意見書別紙2に掲げる部分のほか、別紙に掲げる部分を加えるべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件賃借人の主張は誹謗中傷が目的であるため、上越市個人情報保護条例（平成8年上越市条例第2号。以下「条例」という。）第12条第4項第1号及び第2号の保護に値せず、また、同項第1号の規定の適用においては、苦情及び相談等は市の機関の業務執行又は市の機関の業務に関する職員の行為に係るものに限って解すべきであるから、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁の主張

本件処分は取り消されるべきであり、裁決に併せ、審理員意見書別紙2に掲げる部分を開示する旨の決定をし、及び上越市ガス水道事業管理者に対し当該決定をすべき旨を命ずることが適当である。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件処分は取り消されるべきであり、裁決に併せ、審理員意見書別紙2に掲げ

る部分を開示する旨の決定をし、及び上越市ガス水道事業管理者に対し当該決定をすべき旨を命ずることが適当である。

2 理由

- (1) 本件対象保有個人情報を見分したところ、審理員意見書別紙2に掲げる部分を除き、条例第12条第4項第1号及び第2号に該当する保有個人情報が記録されていると認められる。
- (2) 審理員意見書別紙2に掲げる部分については、社会通念上、開示しないことが明らかに正当であるとは認められず、及び開示することにより、相談者に不利益が生じ、又は将来の同種の相談の受付の円滑な遂行を著しく妨げるとは認められない。

第4 調査審議の経過

平成28年8月12日 審査庁からの諮問の受理

平成28年8月23日 第1回会議

平成28年8月31日 第2回会議

第5 審査会の判断の理由

本件賃借人の主張の目的が誹謗中傷であるか否か、及び何らかの問題が生じているか否かは、本件開示請求に対する決定の内容には影響しない。また、条例第12条第4項第1号の規定は、市の機関の業務執行又は市の機関の業務に関する職員の行為に係る相談等以外の相談等についても適用される。

一方、本件対象保有個人情報を見分したところ、審理員が条例第12条第4項第1号及び第2号に該当するとした部分のうち別紙に掲げる部分については、これらの規定に該当するとは認められないため、開示すべきである。

(別紙)

開示すべき部分に加える部分

【ガス水道局】

(2枚目)

- ・ 標題を除き上から数えて23行目から30行目まで
- ・ 標題を除き上から31行目のうち、左から数えて1文字目から5文字目まで及び9文字目から14文字目(最後)まで
- ・ 標題を除き上から32行目(最下行)